

令和6年度 第2回鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和6年8月6日（火） 16時00分から

場 所： 鴨川市水道課1階会議室

出席者： 梶 恵子、中村 康仁、鈴木 一男、相原 一彦、渥美 俊行、
田仲 重郎

欠席者： 和泉 良史

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：佐藤 信二、課長補佐：鈴木 武志、

工務係長：山田 英則、浄水係長：吉村 洋介、業務係長：乾 陽介

傍聴者： 1名

1 開会

（進行：事務局 鈴木補佐）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、ただいまから、令和6年度第2回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、水道課の鈴木です。よろしく願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

まずは、事前に配布させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 令和5年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」、「議案2 令和5年度鴨川市水道事業会計資金不足比率及び決算資料について」、本日お配りいたしました、「議案1 説明資料 令和5年度鴨川市水道事業会計決算概要」、「令和6年度第2回鴨川市水道事業運営委員会資料」、以上でございます。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

続きまして、本日の会議の取扱いについてご説明をさせていただきます。

本日の会議は、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領等により、会議を公開することといたします。また、会議録を作成し、公開するため、録音

させていただきます。

本日、和泉良史委員さんより、欠席の届出がございました。

本日の出席委員は6名でございます。鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(進行：事務局 鈴木補佐)

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。大変暑い夏が続いております。一方、10日前でしたでしょうか、東北地方、大きな災害に、雨の災害ということでありました。山形県あるいは青森県等々につきましては、河川の越水等々によりまして、多くの被害があったところでありまして、日本の気候は一体どうなっているのかな、これは日本のみならず、世界中だと言っても過言ではないだろうと思います。しかしながら、一説によりますと、地球は今氷河期に向かっているということのようなんです。

しかしながら、今こうした時期、いわゆる地球経済活動等々によりまして、温暖化ということが叫ばれているようでございますが、大変厳しい生活が強られる、このような感じが致すわけでございます。また、この下、雨によります、気候変動によります災害等々につきましても、これから、この夏を過ぎると、恐らくやってくるだろうな、なってはならないことでございますが、大雨等々によります災害等も起きかねない、このような状況にあるわけでございますので、私どもとしては最大限、市民の生活、暮らし、そして貴重な財産を守るために、しっかりとやっているとございしますが、皆さんもできる限り、本市によります防災無線等々を活用していただきたくのも結構ですし、今の時代ですから、スマホ等々の中で、いろいろな情報が流れているところがございますので、どうぞそうしたものに留意しながら生活をしていただければ大変ありがたいと思っております。

なお、今、災害のことについて触れましたけれども、私はこういうふうに思っております。もちろん、何よりも、今の状況、生活状況を守るということも大事ですが、何よりも、命を救うための努力をしっかりとしなければいけないだろう、そういう意味におきましては、日頃の訓練、災害に対する備え、これをどういうふうにしておくのが大事か、こういうことが言われているところでございますので、本市におきましても、この秋に向けまして、防災訓練等を行うわけでございますが、それぞれの地区で、各担当のほうができることになっておりますが、また、皆さん方も十分に留意されたいいただきまして、災害から少しでも被害をなくせるような方策を普段からとっておいていただくとありがたいなど、このように思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、ご挨拶のほうを申し上げさせていただきます。本日は、令和6年度の第2回目となります鴨川市水道事業運営委員会を開催をさせていただきました。大変お忙しい中、こうしてご出席をいただきましたこと、ありがたく御礼を申し上げます。

それこそ、委員の皆様方におかれましては、日頃から、本市の水道事業の運営に関しまして、格別なるご支援とご協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

本運営委員会についてでございますが、ご案内のように、市の附属機関といたしまして、水道事業の運営に関する事項につきまして、調査・審議をお願いするものでございます。水道事業の役割は、ご案内のように、良質で安い水を安定して供給することによりまして、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することでありまして、健康な市民生活をはじめ、産業や経済活動等を支える重要な社会的なインフラでもあるわけでございますので、常に市民の皆様方に、安心して、安全な水を安定的に供給することが今求められているところでございますので、そうした視点に立ちまして、皆様方にもいろいろな面でお力添えを賜ればと、このように思っております。

本市の水道事業でございますが、事業を開始をいたしましてから、何度かの拡張事業を経まして、平成12年に現在の施設、すなわち水を作っているところが5施設、それから配水をしているところが2施設というふうになっていると

ころでございまして、この施設の配置となって以降、これまでこうした事業に対しまして運営を行ってまいりました。

しかしながら、近年の人口減少等々の影響によりまして、水道の使用量が徐々に減少しまして、それに伴い料金収入も10年前と比較しますと、おおむねで1割ほど減少するといった状況にございます。

費用面につきましては、老朽化した管路や、それから施設の修繕、更新費用が増加しているところでございます。このような厳しい経営状況となっておりますが、今後も支出の削減、それから有収率の向上、また費用に見合う料金体系の見直しを検討しながら、老朽化した管路や施設の耐震化をはじめ、安心して利用できる水道施設の整備を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

さらに水道を利用される方へのサービスを今後も維持継続していくために、先ほど申し上げました様々な課題を解決していくことが、極めて現在の水道事業に強く求められているところでございます。

このような中で、この課題を解決をする一つの手段といたしまして、安房三市一町によります末端給水事業の統合・広域化に向けた取組を現在進めているところでございます。令和8年4月の事業統合を目指しまして、今、協議を重ねているところでございますので、順次、またそれらにつきまして、皆様方に説明をさせていただき、ご協力をいただければと、このように考えているところでございます。

それでは本日の議題でございしますが、「令和5年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、もう一点は、「令和5年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の意見をご審議いただく予定となっているのでございます。これらは次の第3回市議会定例会におきまして、ご審議をいただく予定としておりますので、これに先立ちまして、水道事業運営員の皆様方のお考え、そしてまた私どももしっかりとした説明をさせていただき、ご承認を賜りたいと、このように思っております。

詳細につきましては、この後事務局の方から説明いたしますので、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない市民の目線に立ったご意見等を賜れば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくどうぞお

願い申し上げます、私からの挨拶にかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

3 議事

(進行：事務局 鈴木補佐)

それでは会議に入りたいと存じます。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。

これより進行を、中村会長さんをお願いしたいと存じます。よろしく願い致します。

(中村会長)

皆さん改めまして、こんにちは。本日は、大変ご多忙の中、またお暑い中、お集りいただきまして、ご苦勞様でございます。心より御礼申し上げます。それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。本日の会議録の確認をしていただき、委員さんにつきましては、梶恵子委員さんと田仲重郎委員さんを指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。「議案1 令和5年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(佐藤課長)

それでは、令和5年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

本件は、令和5年度の水道事業会計に係る利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに、水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めらるるものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

なお、監査委員による決算審査につきましては、令和6年7月5日に実施されておりますことを申し添えます。

それでは、決算の概要についてご説明させていただきますので、お手元に配布の「議案 1 令和 5 年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」と「議案 1 説明資料 令和 5 年度鴨川市水道事業会計決算概要」をご用意願います。

まずは、「議案 1 説明資料 令和 5 年度鴨川市水道事業会計決算概要」でご説明をさせていただきます。2 枚組みの資料でございます。

初めに、1 の経営方針でございますが、令和 5 年度の経営におきましては、収益的収支では、適切な維持管理による支出の抑制、及び料金徴収業務の包括的な委託による隔月検針化の実施により、費用の削減を目的とした業務改善を図ったところでございます。資本的収支では、更新計画の適切な執行により投資の平準化を図りつつ、市町村合併以来企業債元金の償還に主眼を置いた運営を行いながら、効率的な経営を推進するとともに、安心・安全で良質な水道水を安定的に供給することに努めてまいりました。

次に、大きな 2. 業務量をご覧ください。(1) 年間有収水量でございますが、この有収水量とは、料金算定の元となる、お客様が使用した水量となりまして、令和 5 年度は 407 万 9,655 立方メートルでございます。前年度と比較して 25,433 立方メートル、0.61 パーセントの減でございます。これは、水道料金は、令和 5 年 4 月から隔月化となったことに伴い、4 月分が半減したことによるものでございます。

次に(2) 1 日最大給水量でございますが、これは、昨年度 1 年間の給水量におきまして、最大の給水量となった日の給水量でございます。令和 5 年度では 8 月 12 日に記録した 1 万 7,968 立方メートルでございます。昨年度と比べて 2.00 パーセントの増となっております。例年、8 月 13 日から 15 日の間の観光客や帰省客が増える、お盆期間中に最大水量を記録しているところでございます。令和 5 年度は、この期間中に台風の影響がなかったことが原因と考えております。

次に(3) 1 日平均給水量でございますが、これは、1 年間の給水量を年間日数で割り返した水量でございます。1 万 5,073 立方メートルで、昨年度と比べて 2.52 パーセントの減となりました。

次の(4) 有収率は年間有収水量を年間給水量で割り返した数値でございます。お客様がご利用した水量を配水池等から出ていく水量で割り返した率で

ございます。この率が低い場合、お客様に水を届けるまでにどこかで漏水しているというものでございます。

令和5年度は73.9パーセントで、昨年度と比べて1.2ポイントの増で、若干回復している状況でございます。

令和5年度におきましては、漏水調査により発見された漏水箇所の修繕を進めたことなどにより、有収率の若干の向上がありました。引き続き発見困難な細かな漏水も多く、有収率が低い状況となっていることから、今後も漏水探查等による漏水箇所の早期発見及び修繕に努めてまいります。

次の大きな3. 収益的収支決算でございます。これから申し上げる数字につきましては、財務諸表からの数値で記載しておりますため、地方公営企業法の定めにより、税抜き表示でございます。恐れ入ります、「議案1 決算報告書及び事業報告書」の26ページ、上段の表を併せてご覧頂きたいと存じます。

1 事業収益は13億3,044万2,389円で、前年度と比べて3,001万8,949円、率にして2.21パーセントの減でございます。この減の理由でございますが、先ほどの説明資料にお戻りいただきまして、4ページ、最後のページの上段の表③の収入をご覧ください。この数値は代表的な項目のみ記載しておりますことから、内訳と合計は一致いたしませんことをご含みいただきたいと存じます。

営業収益のうち、給水収益でございますが、先ほど申し上げた給水収益の元となる有収水量については、昨年度との比較では、約25,000立方メートル減少しておりまして、先程、ご説明いたしましたとおり水道料金は、令和5年4月からの隔月化となり、4月分が半減したことから、昨年度より4,126万円ほど減額となったところでございます。

次に営業外収益につきましては、高料金対策としていただいている他会計補助金及び県補助金につきましては、若干の増額71万円程増額となっているところでございます。また、ここには記載してございませんが、新規のご加入時にお支払いいただいております加入者負担金でございますが、令和4年度は、税抜きで520万円程でしたが、令和5年度は概ねその額が1,870万円程となり、件数が増加となったものです。

営業収益及び営業外収益トータル収入といたしましては、昨年度と比較して2.21パーセントの減少で、例年より約3,000万円減の収入額となっているも

のでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3 収益的収支決算の(2) 事業費は13億2,304万2,323円で、前年度と比べて377万6,717円、0.29パーセントの増でございます。

こちらは、議案1 決算報告書及び事業報告書の26ページ下段の(3) 事業費に関する事項を併せてご覧ください。

この表は、費用を性質別に分類したものでございまして、職員給与費、動力費、支払利息などの費用は減少したものの、薬品費、修繕費、減価償却費等その他の費用などが増加したことによるものでございます。特に薬品費につきましては、単価の上昇によるもの、また修繕費につきましては、各送水ポンプの修繕等、修繕件数の増加によるものでございます。

恐れ入ります、議案1 説明資料の3 収益的収支決算にお戻りください。その結果といたしまして、(3) 令和5年度の純利益は、前年度と比べて3,379万5,666円少ない、740万66円となったところでございます。

続きまして、大きな4 資本的収支決算でございます。こちらにつきましては、官公庁会計としての決算書類となるため、税込みの金額でございます。

(1) 資本的収入は5億3,090万円で、前年度と比べて3億6,080万円、212.11パーセントの増でございます。内容でございますが、資料の4ページの下段の④資本的収入及び支出の決算状況の収入をご覧ください。建設改良事業に充当するための企業債の借入額でございます。

1ページにお戻りいただきまして、(2) 資本的支出は11億8,532万8,005円で、前年度と比べて3億3,125万5,178円、38.79パーセントの増でございます。これは、横渚浄水場発電機棟建設工事及び横渚浄水場自家発電施設設置工事の実施等、老朽化している浄水場や配水池の更新工事等が増えていることにより、増額となったものでございます。

(3) 収入額が支出額に不足する額6億5,442万8,005円は、過年度分損益勘定留保資金3億8,223万7,056円、当年度分損益勘定留保資金5,555万5,744円、減債積立金1億4,593万933円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,070万4,272円で補填をさせていただきました。

続きまして、大きな5 企業債等未償還残高でございますが、令和5年度末の

残高は、前年度末に比べて1億3,284万3,184円増加し、20億5,446万4,990円でございます。

恐れ入ります。「議案1 令和5年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」の1ページと2ページをご覧ください。

先ほど資料で説明をいたしました、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出の予算対比の執行状況を示した報告書でございます。こちらはいずれも官公庁会計としての決算書類となるため税込みの表示となっております。内容につきましては先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

3ページの損益計算書をご覧ください。こちらは財務諸表でございますので、地方公営企業法の定めにより、税抜き表示でございます。損益計算書でございますが、発生主義に基づいた企業活動の結果としての収益と、それに対する費用を対比させた表でございます。1の営業収益から4ページに掛かりますが、6の特別損失までございまして、順を追ってご説明いたします。

まず、3ページ、1 営業収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入で、収益の中心的なものでございます。水道事業においては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益に区分して記載しておりまして、合せました金額が10億8,293万8,750円でございます。

対します、2 営業費用でございますが、費用勘定の一つで、主たる事業活動に伴って生じる費用でございます。水道事業においては、原水費、浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費、及びその他営業費用に区分して記載しておりまして、合せました金額が12億9,230万7,083円でございます。営業収益と営業費用の差引、営業損失は2億936万8,333円でございます。

先ほども申し上げましたが、主なものといたしまして、事業収入におきましては、昨年度との比較では、給水収益は令和5年4月から、水道料金の隔月化に伴い、4月分が半減したことから減額となったものでございます。事業費におきましては、薬品費や修繕費の増加に加え、近年の設備投資の増に伴う費用といたしまして減価償却費の増によるものでございます。

続きまして、3 営業外収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業

活動以外の財務活動から生じる収入で、給水申込負担金、預貯金・貸付金から生じる受取利息、損失補てん的な意味を持つ補助金、雑収益などを記載しております。合せました金額は2億4,750万3,639円でございます。

4 ページをお願いいたします。これに対します、4 営業外費用でございますが、費用勘定の一つで、主として、金融財務活動に要する費用、及び事業の経常的活動以外の活動によって生じる費用でございます。支払利息、企業債取扱諸費、繰延勘定償却、及び雑支出でございます。合せました金額は3,073万5,240円でございます。

営業外収益と営業外費用の差引は、は2億1,676万8,399円となったところでございます。

これによる、営業収支と営業外収支の合計は740万66円の経常利益となるものでございます。

5 特別利益、また6 特別損失でございますが、当年度の営業活動には直接関係のない臨時的原因に基づく利益、又は損失を計上する項目でございます。令和5年度はいずれもございません。

1 営業収益から6 特別損失までを合せました、当年度の純利益は740万66円となったところでございます。

一番下の行、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金8,921万1,117円、及びその他未処分利益剰余金変動額、こちらは減債積立金からの取崩し額になりまして1億4,593万933円となっておりますので、これらを合わせました2億4,254万2,116円が当年度の未処分利益剰余金でございます。

なお、その他未処分利益剰余金変動額1億4,593万933円の内訳は、5 ページの表、剰余金計算書、これは未処分利益剰余金をそれぞれ特定の積立金等に処分したことを示す表でございます。下から5行目、右から3列目、減債積立金からの組入1億4,593万933円でございます。

こちらは、減債積立金を取崩し、企業債元金の償還に充てることにより、当該年度に取得した有形固定資産が増加することになりますことから、貸借対照表の上では、現金の移動はございませんが、同額を資本金へ組み入れようとするものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

剰余金処分計算書（案）でございます。表の右上、当年度未処分利益剰余金2億4,254万2,116円のうち、先ほど減債積立金を取崩し、企業債元金の償還に充てると説明いたしました、その他未処分利益剰余金変動額1億4,593万933円は、令和6年第3回市議会定例会へ議案として提出いたしまして、議決を経たのち資本金へ組み入れる形で処分し、当年度純利益740万66円を減債積立金へ処分し、翌年度繰越利益剰余金を8,921万1,117円といたしたいものでございます。

7ページ以降は、当該年度の資金の流れを示す、キャッシュ・フロー計算書、企業の決算日現在における財政状態を示す貸借対照表、当該年度における事業の経営実績の概要について示した、附属明細書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令が、令和4年3月29日に交付され、その改正により、令和3年度から主に事業報告書様式の改正があったものでございます。具体的には、18ページ中段から20ページにかけて記載をしております、「経営指標に関する事項」が増えております。この改正の目的は、経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告を記載することで、料金水準等のあり方を含め、経営の状況や見通しについて住民や議会の理解を深めていけるよう、「経営指標に関する事項」が追加されたものでございます。

記載の内容をご説明いたしますので19ページをご覧ください。上段にございます「経営指標の推移」の表をご覧くださいと思います。

まず、「経営の健全性」と「料金水準の妥当性」を示すための指標として損益情報に着目した経営指標である、「経常収支比率」、「料金回収率」が設定されておりました、表の「経常収支比率」でございますが、給水収益や補助金等の収入で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標でございます。次の「料金回収率」でございますが、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標でございます。

ご覧のように経常収支比率は、かろうじて100パーセントを超えておりますが、料金回収率が令和2年度から100パーセントを下回っておりますので、料金以外の収入に依存しているといったことが分かり、料金水準の見直しを検討

する必要があるのでございます。

次の「有形固定資産減価償却率」でございしますが、資産情報に着目した経営指標でございまして、先ほどの「経常収支比率」が高い場合でも、「有形固定資産減価償却率」が高い場合等には、必要な更新投資を先送りにしている可能性があります。老朽化対策等、投資のあり方を検討する必要があるものでございます。例といたしまして、更新投資を行った場合には「経常収支比率」は悪化し、「有形固定資産減価償却率」は改善いたしますが、更新投資を先送りにした場合は「経常収支比率」は変動しませんが、「有形固定資産減価償却率」は悪化するといったこととなります。給水人口3万人以上5万人未満のダムを主とする事業体の全国平均値は令和4年度値で51.92パーセントでございしますので、鴨川市は全国平均より悪い、いわゆる必要な更新投資を先送りにしているといったことが分かる数値でございします。

次の、管路経年化率でございしますが、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標でございまして、高いほど経年化した管路が多いことを示しております。

次の、管路更新率でございしますが、当該年度に更新した管路延長の割合を示す指標でございまして、高ければ更新が進んでいる。低ければ更新が進んでいないというものでございます。

この算出された率で更新すると仮定した場合、経年化した管路を更新するためには147年掛かるというものでございます。

この様に必要な更新投資を先送りしている可能性が示されておりますので、現状の更新投資を増やしていく必要が生じているといったものでございますが、先ほど申し上げたように投資を増やした場合、経常収支比率は悪化いたしますので、水道料金改定などの方法により、投資資金の調達を検討する必要が生じているもので、いわゆる現状の水道料金を上げていかなければならないというものでございます。

この数値に関しましては、更新需要に必要となる資金の調達と併せて、更新をすることにより増加する減価償却費の増加等、損益勘定及び資本勘定のバランスを考えながら、事業運営を行っていかねばならない状況でございしますので、直ぐには改善できないものと考えておりますが、現在行われている安房地

域の統合協議の中で統合した場合は、統合に係る交付金事業が実施できること等により、新たな外部資金の調達は見込まれるところではございますが、事業を実施することによって生じる減価償却費の増加等、どのような将来推移となるかを明らかにしながら、更新投資のあり方や、料金水準のあり方等を、運営委員の皆様にお伝えしながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

「議案1 決算報告及び事業報告」についての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。

(梶委員)

令和5年4月からの水道料金の隔月化について、期待できる経費削減が870万円くらい、減額となる収入が336万円くらいということで、533万円くらいの経費の削減ができるのではないかという説明を以前受けましたが、実際はどうだったのかということと、これを数字を見るのは、これは事業費の総係費の中の委託料とかを見ればよいでしょうか。この辺ちょっと教えていただけますか。

(乾業務係長)

ただいまの梶委員さんのご質問につきまして、私のほうからご回答させていただきます。

隔月化に伴う費用削減効果の実績ということでございますが、総係費の中の委託料、通信運搬費、手数料の3点でございます。

委託料につきましては、検針業務等を行っている部分でございますが、移行期間でありました4年度につきましては、検針業務と合わせまして、収納業務、帳票管理に関する業務について追加委託となったこともあり、税抜きで6,131万円でございますが、5年度では包括委託となりましたことから税抜きで559万2,000円でございます。これにより委託料では差引539万円が削減効果と

なったものでございます。

次に、通信運搬費でございますが、郵便物、納付書等の発行物に係る郵送料でございますが、コンビニ納付等、窓口払いの利用者に送付する水道料金納付書や督促状及び催告書の送付も2ヶ月に1回となりましたことから、5年度ではこちらも税抜きで約300万円でございますが、4年度では税抜きで約600万円でしたので、概ね300万円程度の削減効果となったところでございます。

最後に手数料でございますが、こちらは、口座振替やコンビニ収納に係る手数料となりますが、こちらも2ヶ月に1回となりましたことから、5年度では税抜きで213万円ほどであり、4年度では税抜きで約350万円でしたので、概ね130万円程度の削減効果となったところでございます。

委託料、通信運搬費、手数料をあわせまして、合計では税抜きで960万円ほどの削減となりましたことから、当初見込んでいた870万円を上回る結果となったものでございます。以上でございます。

(梶委員)

移行期間で経費というかコストがかかっていたと思いますが、令和6年度ではもう少し変わるか。

(乾業務係長)

委託料につきましては、当初、令和7年4月で統合予定でしたので、令和4年度中にプロポーザルにて2ヶ年契約としておりますので6年度でも増減は生じないです。郵便物等につきましては、月々のものもありますが、督促状等を含め事情で若干は変わりますが、費用面では大きな変動はないものと考えております。

(中村会長)

ほかに、ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

ご異議なしと認め、「議案 1 令和 5 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定」については、原案のとおりとすることに、決定いたしました。

続きまして、「議案 2 令和 5 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率」について、事務局より説明をお願いいたします。

(佐藤課長)

それでは、「議案 2 令和 5 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率について監査委員の意見を付しまして、議会に報告するものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

なお、監査委員による審査につきましては決算審査と同様、令和 6 年 7 月 5 日に実施されたことを申し添えます。

それでは、「議案 2 令和 5 年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の 1 ページをご覧ください。

② 資金不足比率の算出方法がございしますが、この算式に当てはめると、A 流動負債等 4 億 7,969 万 5,000 円から B 流動資産等 13 億 4,194 万 6,000 円を差し引きますと、表の下段、資金不足額 $A - B$ ($-C$) がマイナス 8 億 6,225 万 1,000 円と算出されますことから、資金不足にはならないというものでございまして、資金不足比率は、該当なしとなるものでございます。

この内訳についてご説明いたします。

A、流動負債等のうち小文字の a 流動負債、8 億 1,887 万 1,000 円につきましては、下段の 2 つ目の※印 2 行目、「流動負債とは、未払金など 1 年以内に償還しなければならない債務」で、恐れ入りますが決算書の 11 ページ、貸借対照表、負債の部をご覧ください。

4 流動負債の流動負債合計の 8 億 1,887 万 467 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

資金不足比率の1ページにお戻りいただきまして、小文字のb控除企業債等3億3,222万3,000円につきましては、下段の3つ目の※印1行目、「控除企業債等とは、流動負債に計上されている企業債、他会計からの長期借入金のうち建設改良費等に充てるための額」で、併せて決算書の11ページ、4流動負債(1)企業債、イ建設改良費等に充てるための企業債、企業債合計の3億3,222万3,283円を百円単位で四捨五入したものでございます。

お戻りいただきまして、小文字のc控除引当金等695万3,000円につきましては、下段の3つ目の※印3行目、「控除引当金等とは、流動負債に計上されている引当金の額」で、決算書の11ページ、4流動負債(4)引当金、イ賞与引当金、引当金合計695万2,751円を百円単位で四捨五入したものでございます。

お戻りいただきまして、B流動資産等のうち、小文字のa流動資産13億4,024万6,000円につきましては、下段の2つ目の※印1行目、「流動資産とは、現金預金など原則として1年以内に現金化される債務」で、恐れ入ります、決算書の10ページ、資産の部の2流動資産、下から2行目、流動資産合計の13億4,024万6,025円を百円単位で四捨五入したものでございます。

お戻りいただきまして、小文字のb貸倒引当金170万円につきましては、下段の3つ目の※印4行目、「貸倒引当金とは、未収金等の金銭債権の将来の貸倒れに備えて設定する引当金」で、決算書の10ページの、2流動資産(2)未収金の次の行、貸倒引当金、マイナス170万円でございます。

お戻りいただきまして、C解消可能資金不足額については、該当がありません。

D事業の規模についてですが、下段の2つ目の※印3行目、「事業の規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額」で、数式としては、ご覧いただいている資料の3ページをご覧ください。一番下の計算式、イ事業の規模のとおり、営業収益10億8,293万9,000円で、恐れ入ります、決算書の3ページ、損益計算書でございますが「1 営業収益の計」10億8,293万8,750円を百円単位で四捨五入したものでございます。

議案2の資料3ページ、先ほどの資料にお戻りいただきまして大きな2資金不足比率の算定についてをご覧ください。「ア 資金の不足額」が生じた場合、いわゆる、資金の不足額がプラスの場合のみ、必要となる数値でございまして、令

和5年度は冒頭に申し上げたとおり、マイナス8億6,225万1,000円となっておりますので該当なしとなるものでございます。

なお、議案2の資料5ページから11ページは、参考として後ほどご覧いただきたく存じます。

「議案2 資金不足比率について」の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

はい、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは質疑はないようですのでただ今の件につきまして承認ということでご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

はい、ご異議なしと認め、「議案2 令和5年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」は、原案のとおりとすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきましてご協力をいただきましてありがとうございました。

4 その他

(進行：事務局 鈴木補佐)

中村会長ありがとうございました。それでは、次第の4「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

(渥美委員)

うちの近所で漏水があって、結構経ってるんですが、なかなか工事が無いの

は水道屋さんの都合か。

(山田工務係長)

当方で、配管状況を調べているのですが、資料がない状態で、どのタイミングで手を付けようか判断に悩んでいるのが現状です。

管網図と現場状況が合わないと。現場にバルブがあり、その脇で漏れているのですが、漏水調査で発見したのですが、業者曰く、奥にある分譲地の引込があるのではという話なのですが、当方の図面では本管 300 ミリのバルブだけとなっているため、図面と現状が合わないというところでは。

一度掘ってしまうと水が吹いてしまうため、修理できなかったとなった場合、埋め戻しができないので、一番効率がいい方法でできないか検討している状況です。

本管の場合ですと、鴨川の市街地全体が断水範囲となるケースがあります。分譲地の引込であれば、その分譲地 20 件ほどが断水範囲になるのですが、確証がもてないため、何か判断材料があればそれをもとに準備を進めるのですが、現状では判断材料が見つけれない状況です。

(鈴木課長補佐)

ほかにご質問等ございますでしょうか。

それでは、ほかにご質問がないようですので以上とさせていただきます。

以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和 6 年 8 月 27 日

会議録署名人 梶 恵子

会議録署名人 田仲 重郎